

雇用調整助成金の特例措置等が延長されます

36協定届などの押印に関する手続きが見直されます

「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年4月1日に全面施行されます

パートタイム・有期雇用労働法等オンライン（ZOOM）による相談会・説明会を開催します

令和2年度「公正採用選考人権啓発推進員Web研修」について

障害者雇用状況の集計結果（令和2年6月1日現在）

高齢者雇用状況の集計結果（令和2年6月1日現在）

外国人雇用状況の集計結果（令和2年10月末日現在）

働き方改革セミナー（無料）開催予定

静岡県内の労働災害発生状況（令和3年1月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和2年12月）



井田の菜の花畑

雇用調整助成金の特例措置等が延長されます

1 雇用調整助成金の特例措置等を延長します。

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金等」という。）については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで（※）現行措置が延長されます。

※緊急事態宣言が3月7日に解除された場合は、4月末まで現行措置が延長となります。

2 特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率を引き上げます。

生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ、最近3カ月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大10/10とします。

大企業の助成率

- ・解雇等を行わない場合 10/10（これまでの特例措置の助成率3/4）
- ・解雇等を行っている場合 4/5（これまでの特例措置の助成率2/3）

○詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

36協定届などの押印に関する手続きが見直されます

労働局、労働基準監督署、ハローワークへの届出等について、規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）等において、行政手続における押印の見直しが進められています。

具体的には、時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）については、令和3年4月1日以降、使用者の押印・署名が不要（ただし記名は必要です）となるほか、36協定の協定当事者（労働者代表）の適格性を確認するためのチェックボックスが新設され、チェックが必要となります。

○厚生労働省ホームページのリーフレット、Q & Aで詳細をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00041.html



「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年4月1日に全面施行されます

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を定めた「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年4月1日から中小企業にも適用されます。

ポイント

1. 不合理な待遇差は禁止です

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

2. 待遇差の内容や理由について、説明を求めることができます

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。

また、説明を求めた労働者に対する不利益取り扱いとは禁止されています。

3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

○詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

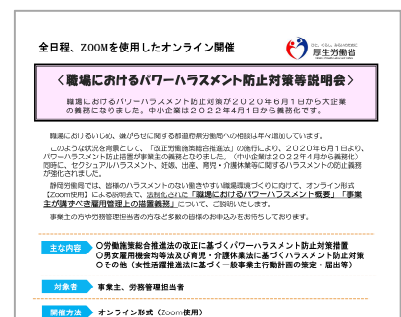
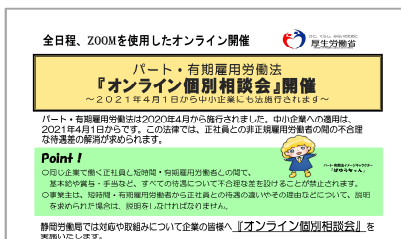


パートタイム・有期雇用労働法等オンライン（ZOOM）による相談会・説明会を開催します

「パートタイム・有期雇用労働法」が、令和3年4月1日から中小企業にも適用され、正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。

また、「労働施策総合推進法」が改正され、令和2年6月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化（中小企業は令和4年4月1日から）、「女性活躍推進法」が改正され、令和4年4月1日から一般事業主行動計画策定・届出の対象企業が101人以上に拡大されることから、改正への対応が必要となります。

そこで、企業の方々に対象にスムーズにお取り組みができるよう、「パート・有期雇用労働法」の個別相談会及び「パワーハラスメント防止対策」を中心とした説明会をオンライン形式（ZOOM）により開催いたします。



実施期間：令和3年2月24日～令和3年3月25日まで
参加希望の方はFAXでお申し込みください。

○申し込み方法等詳細は静岡労働局HPをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/home.html>

令和2年度「公正採用選考人権啓発推進員Web研修」について

本年度の「公正採用選考人権啓発推進員研修」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、静岡労働局ホームページにおける「公正採用選考に係る動画」の視聴、「公正採用選考のためのチェックリスト」の実施、管轄のハローワークへ「研修受講報告書」の提出によるWeb研修で実施します。

●受講方法

- ①【公正採用選考に係る動画】を視聴
You Tube厚労省チャンネル（5分4秒）
- ②【公正採用選考に係る資料】を閲覧
- ③「公正な採用選考のためのチェックリスト」を実施
- ④「研修受講報告書」を管轄所へ提出

●実施期間 令和3年3月19日（金）まで



静岡公正採用WEB研修

検索

○詳細は静岡労働局のホームページをご覧ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/event/web-event-2020-2_00001.html

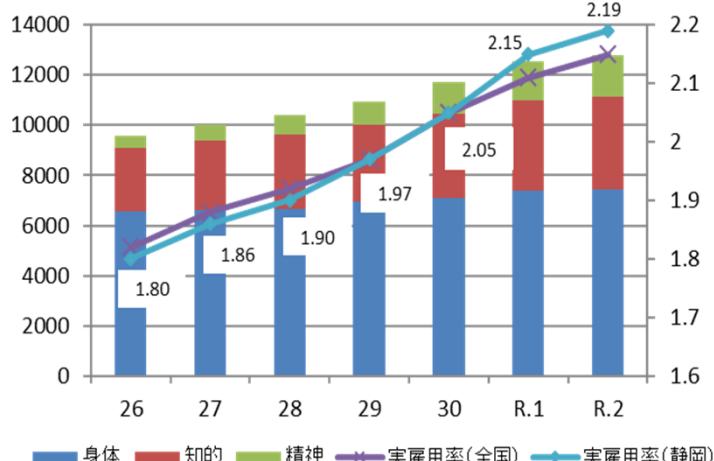
障害者雇用状況の集計結果（令和2年6月1日現在）

静岡労働局では、令和2年6月1日現在の静岡県の民間企業における「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめました。

今回の集計結果では、民間企業の雇用障害者数は12,801.5人（全国 578,292.0人）、実雇用率は2.19%（全国 2.15%）、達成企業割合は52.3%（全国 48.6%）となりました。

雇用障害者数は11年連続、実雇用率は8年連続、過去最高を更新しており、障害者雇用が進展している状況となりました。

○民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



※障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、そのうち静岡県内の民間企業の報告を集計したものです。

高齢者雇用状況の集計結果（令和2年6月1日現在）

令和3年1月8日、令和3年6月1日現在の静岡県の民間企業における高齢者の雇用状況（従業員31人以上の企業4,969社）を取りまとめました。

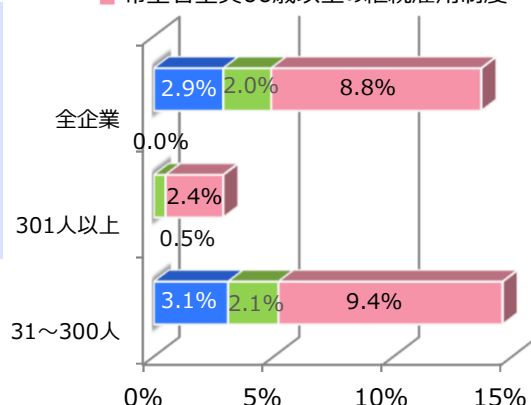
〈結果の概要〉

- ・「65歳定年」は**16.3%**（1.3ポイント増）
- ・法定義務を超える「66歳以上定年」は**2.0%**（0.1ポイント増）
- ・「66歳以上働ける制度のある企業」は**36.2%**（2.8ポイント増）
- ・「70歳以上まで働ける制度のある企業」は**33.8%**（2.5ポイント増）
- ・65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業は**99.8%**（変動なし）

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け65歳までの雇用確保を基盤としつつ、年齢にかかわらず働き続けられる環境が確実に広がっています。

希望者全員が66歳以上まで働ける企業の状況

- 定年制の廃止
- 66歳以上定年
- 希望者全員66歳以上の継続雇用制度



○詳細は静岡労働局のホームページをご覧ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/kounenreisyatoukei.html

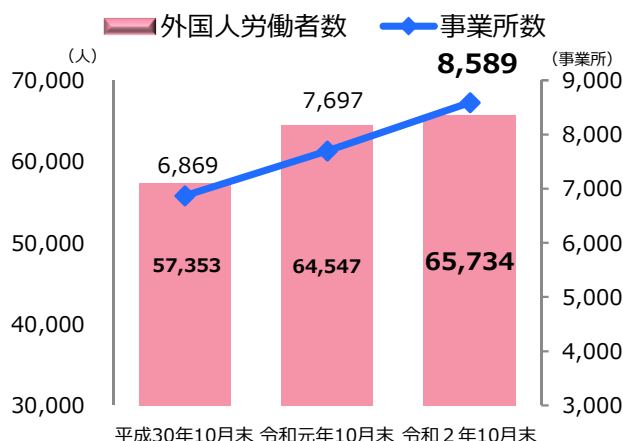
外国人雇用状況の集計結果（令和2年10月末現在）

外国人雇用状況の届出制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」「公用」の者を除く。）の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

外国人労働者を雇用している事業所数は**8,589**か所（全国8位）で、前年同期に比べ892か所（11.6%）増加しました。

外国人労働者数は65,734人（全国7位）、前年同期に比べ1,187人（1.8%）増加しました。

外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移



在留資格別の状況

- ・身分に基づく在留資格 37,453人（全体の57.0%）
- ・技能実習 15,894人（全体の24.2%）
- ・専門的・技術的分野の在留資格 6,837人（全体の10.4%）

国籍別の状況

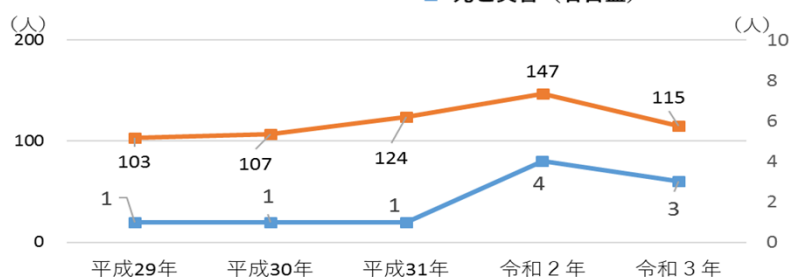
- ・ブラジル 19,196人（全体の29.2%）
- ・フィリピン 12,446人（全体の18.9%）
- ・ベトナム 11,143人（全体の17.0%）

働き方改革セミナー（無料）開催予定

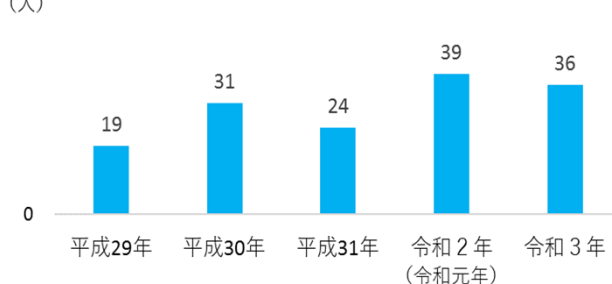
地区	2月	3月	定員	セミナー時間	個別相談会	開催場所	申込先
下田			10人	13時30分～15時	15時～16時	ハローワーク下田 会議室 (下田市4-5-26)	三島署
三島	25日		15人	10時～11時30分	11時30分～12時	三島労働総合庁舎 2階会議室 (三島市文教町1-3-112)	
沼津	22日	22日	20人	14時～15時30分	15時30分～17時	沼津合同庁舎 5階大会議室 (沼津市市場町9-1)	沼津署
富士 富士宮	24日	1日	5人	13時30分～15時	15時～17時	富士署 会議室 (富士市御幸町13-28)	富士署
清水 静岡	別途 個別案内		6人	個別に署からご 案内します。		静岡署 会議室 (静岡市葵区伝馬町24-2)	静岡署
島田	19日	19日	12人	13時30分～15時	15時～17時	島田労働総合庁舎 2階会議室 (島田市本通1-4677-4)	島田署
掛川		3日	10人	13時30分～15時	15時～17時	ハローワーク掛川 2階会議室 (掛川市金城71)	磐田署
磐田	18日		8～10人	13時30分～15時	15時～17時	磐田地方合同庁舎 3階会議室 (磐田市見付3599-6)	
浜松	17日	17日	30人	14時～15時30分	15時30分～17時	浜松合同庁舎 9階会議室 (浜松市中区中央1-12-4)	浜松署

静岡県内の労働災害発生状況（令和3年1月末現在）

各年1月末現在の災害発生状況

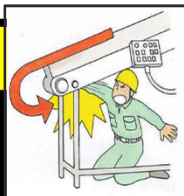


各年1月末現在の転倒災害発生状況



機械・設備による死亡災害続発！

11月から2月にかけて3件発生しています
いつもと異なる作業には要注意！



「静岡労働局
ぬかづけ運動」実施中

転倒災害防止

静岡県有効求人倍率（令和2年12月）

＜雇用情勢の概況＞ 県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある。

有効求人倍率（季節調整値）は0.96倍(全国39位)となり、前月と同水準となった。

